

## 令和8年度泉佐野市介護施設等従事者支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険や障害者支援に従事する介護人材の確保・育成及び電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている介護保険施設等においてサービス提供等に係る業務に従事する者（以下「従事者」という。）への支援及び負担の軽減を図ることを目的に「泉佐野市介護施設等従事者支援事業（以下「事業」という。）をおこなうこととし、その事業に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「さのぼ」ポイント 泉佐野地域ポイント事業実施要綱第2条第1項第3号に掲げる定義
- (2) 「さのぼ」ポイントカード 泉佐野地域ポイント事業実施要綱第2条第1項第4号に掲げる定義
- (3) 本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険資格確認書をいう。

### (事業の対象)

第3条 この事業の対象となる者は、令和8年7月1日及び令和9年1月1日（以下「基準日」という。）において、別表1に掲げる施設等（以下「施設等」という。）に勤務している従事者とする。なお、公務員、法人等の役員で専ら施設等の経営に携わっている者及びみなし指定の対象となっている医療系（居宅・介護予防サービス）事業所に従事する者は対象外とする。

### (事業の内容)

第4条 前条に規定する対象者に対し、一人あたり基準日ごとに10,000円に相当する「さのぼ」ポイントを付与するものとする。

### (申請)

第5条 申請については、各基準日において従事している法人等の代表者等（以下「代表者等」という。）が、対象となる従事者から泉佐野市介護施設等従事者泉佐野地域ポイント付与申請書（様式第1号）及び本人確認書類を取りまとめた上で、次に掲げる書類を提出期限日までに提出するものとする。なお、様式第1号及び本人確認書類については施設等で保管するものとする。

#### (1) 泉佐野市介護施設等対象従事者一覧表（様式第2号）

- 2 代表者等は、従事者に対し、付与申請の意思について確認をおこない、同一従業者にかかる申請について他の施設等と重複がないことを確認した上で申請をおこなうものとする。なお、本市において重複が確認された場合は、先に申請があった法人等で申請があったものとみなす。
- 3 申請者は、様式第1号において個人情報の利用についての同意欄にチェックすることにより、個人情報の利用について同意したものとみなす。
- 4 提出期限は、別表2によるものとする。ただし、やむを得ない事情により提出できなかった場合はこの限りではない。また、各回の提出期限から1月を経過した場合は提出することができない。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、「さのぼ」ポイント付与の可否を決定し、泉佐野市介護施設等従事者泉佐野地域ポイント「さのぼ」付与決定を、代表者等に通知するものとする。

2 付与決定を行った後に、カードナンバーや氏名の相違等により「さのぼ」ポイントの付与不能等があった場合に、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、付与対象者の責に帰すべき事由により付与できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(付与の方法)

第7条 「さのぼ」ポイントは、申請者等が所持する「さのぼ」カードに対して電子的に記録される方法により付与するものとする。

(書類の保管)

第8条 代表者等は「さのぼ」ポイントの付与に係る申請書等の関係書類を申請があった会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 代表者等から提出期限日までに申請書等の提出がされなかった場合は、「さのぼ」ポイントの付与を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 偽りその他の不正な手段により「さのぼ」ポイントの付与を受けた者は、付与された「さのぼ」ポイント相当分を市が指定する期日（以下「期日」という。）までに通貨（日本円）で返還しなければならない。

2 前項により返還を命じられた者が期日までに返還しない場合は、泉佐野市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例（平成16年9月24日 泉佐野市条例第27号）に基づき、督促手数料を納付しなければならない。また、市は民法（明治二十九年法律第八十九号）第419条の規定に基づく遅延損害金を徴収することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表 対象施設等

障害者施設	入所系	療養介護事業所 施設入所支援事業所 共同生活援助事業所 短期入所事業所 福祉ホーム事業所
	通所系	生活介護事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A型）事業所 就労継続支援（B型）事業所 地域活動支援センター 日中一時支援事業所
	訪問系等	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 自立生活援助事業所 就労定着支援事業所 相談支援（地域移行・地域定着・計画相談）事業所 重度障害者等包括支援事業所 基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所 移動支援事業所 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び派遣事業所 訪問入浴サービス事業所
介護施設	入所系	介護老人福祉施設（定員30名以上） 地域密着型介護老人福祉施設（定員29名以下） 介護老人保健施設 介護医療院 軽費老人ホーム 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム） 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所

介護施設	通所系	通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 介護予防通所リハビリテーション事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症対応型通所介護事業所 通所型サービス事業所 その他の生活支援サービス（通所系）事業所
	訪問系等	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 介護予防訪問入浴介護事業所 訪問リハビリテーション事業所 介護予防訪問リハビリテーション事業所 訪問看護事業所 介護予防訪問看護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 訪問型サービス事業所 その他の生活支援サービス（訪問系）事業所 介護予防マネジメント事業所 地域包括支援センター 福祉用具貸与事業所 介護予防福祉用具貸与事業所

※みなし指定を受けている事業所は除く

別表 2 提出期限

	基準日	従事者一覧表（法人⇒市）
1回目	令和8年7月1日	令和8年7月31日
2回目	令和9年1月1日	令和9年1月29日